

川越市民間保育所整備事業者 募 集 要 項

平成 2 7 年 8 月

川越市こども未来部保育課

川越市民間保育所整備事業者募集要項

1 募集趣旨

川越市では、保育所待機児童の解消と多様化する保育環境に対応し柔軟な保育サービスの向上を図るため、認可保育所の新築整備を行う事業者を次のとおり募集します。

※建物の賃貸借による整備は含みません。

2 募集する保育所規模等

- (1) 保育所の規模 : 定員 100 人
- (2) 整備最優先地区 : 霞ヶ関地区・名細地区
優先地区 : 霞ヶ関北地区・川鶴地区
- (3) 施設数 : 認可保育所 1 施設
- (4) 開所の時期 : 平成 29 年 4 月 1 日

3 応募資格及び応募要件

応募者は、法人格を有し、以下の事項に該当することを条件とします。また、保育所の整備予定地は、原則、自己所有としますが、借地でも可能です。その場合は、地上権又は賃借権を設定・登記する必要があります。計画書の提出までに地権者に確約をいただいでください。

【応募者共通】

- (1) 本市の保育行政を理解し、運営において積極的に協力する事業者であること。
- (2) 建設計画は、児童福祉法、建築基準法、消防法及びその他の関係法令等を遵守するほか、川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 53 号）に基づくこと。また、送迎時の駐車場は必ず確保するものとし、事前に関係機関と十分な協議を行ったうえで、計画を策定すること。

(3) 計画地は、農業振興地域内の農用地区域（青地）を除くこと。また、既存の認可保育所、幼稚園及び家庭保育室との位置関係に配慮すること。

(4) 建物及び備品等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。

【社会福祉法人が応募者の場合】

(1) 社会福祉法人を設立して保育所の経営を行う者については、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)をはじめとする関係法令等に照らし、社会福祉法人の設立について適正であることと伴に「川越市保育所設置認可基準」を満たすこと。

(2) 既設の社会福祉法人については、次に掲げる要件全てに該当していること。

① 過去の運営実績が良好であり、財務内容が適正であること。(過去 3 年間の収支状況が黒字であること。)

② 保育所の設備及び運営に当たり、十分な資力を有していること。

③ 経営者（経営を担当する当該法人の役員）が社会的信望を有すること。

【社会福祉法人以外が応募者の場合】

(1) 事業者が社会福祉法人以外の場合は、「保育所の設置認可等について」(平成 1 2 年 3 月 3 0 日付児発第 2 9 5 号厚生省児童家庭局長通知)に定める「社会福祉法人以外の者による設置認可申請」に係る審査基準及び「川越市保育所設置認可基準」を満たすこと。

また、整備に要する資金の全てを自己資金で負担できること。

(2) 事業を遂行できる十分な資力、知識、技能能力等を有

し、継続的に安定した保育所運営が行えること。

(3) 資金計画及び事業計画が確実であること。

(4) 事業者が現に運営している保育所について、所管庁の
監査・実地指導等において、重大な指摘を受けていない
こと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は構成員
でないこと。

(6) 事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破
産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていない
こと。

4 施設整備に係る公的補助

本市では、保育所整備を行う社会福祉法人（新たに社会福
祉法人を設立して整備する場合も含みます。）及び日本赤十字
社又は公益社団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人に
対し、予算の範囲内において補助制度に基づき助成を行って
います。※別紙参照

また、補助金の交付にあたっては、補助財産の処分制限や
本市の契約手続きに準拠して発注等を行うなどの条件を付さ
れます。

5 募集方法等

(1) 応募方法

「川越市民間保育所整備事業者公募申込書」及び次に
掲げる書類に必要事項を記入し、川越市役所こども未来
部保育課まで持参してください。（郵送・FAXによる提
出はできません。）

① 川越市民間保育所整備事業者公募申込書・・・様式1

② 施設整備計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

③ 運営方針・運営計画の概要・・・・・・・・・・・・様式 3

※任意様式可

④ 決算書類（収支計算書、貸借対照表、財産目録等）

※既設の社会福祉法人以外の場合は、普通預金、当座預金
並びに資産や借入金等が確認できる書類も添付

⑤ その他、市が提出を求めた書類

（２）応募書類の受付期間

・受付期間 平成 27 年 8 月 24 日（月）から 9 月 25 日
（金）まで（ただし、土・日曜日及び祝日を
除く。）

・受付時間 午前 9 時～午後 4 時まで

・受付場所 川越市役所 こども未来部 保育課（本庁舎 3 階）

・提出方法 上記受付場所まで、直接ご持参ください。

・提出部数 正本 1 部、副本（写し） 1 部

（３）質問の受付

① 受付期間

平成 27 年 8 月 24 日（月） ～ 9 月 4 日（金）

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）

② 提出方法

質問書に記入のうえ持参するか、電子メール又は F A X
で保育課あて提出してください。

③ 回答方法

期間内に寄せられた質問については、平成 27 年 9 月
18 日（金）までに質問者あてに保育課からメール等によ
り回答します。

（４）記載方法

【様式 3】

1 保育所運営の基本方針

- ① 応募された動機を説明してください。また、保育所の使命・役割や運営方法の考え方を説明してください。
- ② 地域や関係機関との連携について具体的に説明してください。
- ③ 安定した運営を継続できる資産と経営力について説明してください。

2 保育内容の考え方

- ① 家庭（保護者等）との信頼関係の構築方法及び相談（支援）方法についての考え方を具体的に説明してください。また、近隣施設（保育所・幼稚園等）との連携についてどのように取り組むか具体的に説明してください。
- ② 障害児のための環境整備の方法や保育内容を具体的に説明してください。
- ③ 計画されている一時保育事業等をどのように取り組むか具体的に説明してください。
- ④ 将来の定員増など弾力的な児童の受入れの可能性について説明してください。

3 保育所管理運営の考え方

- ① 施設長について、社会福祉事業及び保育士の経験の有無と自らの役割や責任を明確に記入してください。
- ② 職員配置や施設の安全対策等の具体的な方法を説明してください。
- ③ 児童の安全対策について説明してください。
- ④ ⑤ 苦情対応及び個人情報について適切な保護に努めるための具体的な体制を説明してください。

【留意事項】

- 1 受付期間を過ぎてからの提出は一切認めません。また、不足書類がある又は記載内容に不備がある場合は、受理しないことがあります。
- 2 提出の際は、電話等で事前に予約のうえ、来庁してください。(郵送・FAXによる提出はできません。)なお、最終日は混雑が予想されますので、可能な限り期日前の提出をお願いします。
- 3 応募のために申込者が負担した一切の費用については事業者負担とします。また、施設整備を行う事業用地を確保するために必要となる経費等についても、応募者の負担となります。
- 4 本応募における土地の所有者との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求等については、本市は一切の責任を負いません。
- 5 児童福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、これらを所管する関係機関と事前に十分協議を行って下さい。
- 6 事前相談については、予約制としております。あらかじめ電話で日程調整のうえ、来庁してください。設計業者、不動産業者のみによる事前相談は受けません。法人の代表者、設置者が必ず来庁してください。
- 7 一事業者が応募できる計画は、一計画に限ります。

6 選定及び決定

- (1) 選定は、ご提出をいただいた書類により、市が設置する「川越市保育施設整備等検討会議」において審査後、最終的に市長が決定します。
- (2) 選定方法は、提案内容等による書類審査となります。

(3) 選定結果については、事業者あて平成 2 7 年 1 1 月中
を目途に通知するとともに市ホームページで公表します。

※選定基準に基づく各項目の評価点数や選定事業者以外の
の事業者に係る応募計画及び当該事業者を特定できる情
報は一切公表しません。

(4) その他

①提出された書類は情報公開の対象となり、請求により
開示する場合がありますのでご承知下さい。

②事業予定者として決定された後の計画の変更は、原則
として認めませんが、サービスの向上につながるもの
や施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないも
ので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と
協議のうえ、認める場合があります。

③決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守す
るほか、施設の整備及び保育所運営に当たっては、関
係法令を遵守して下さい。事業者決定後であっても、
法令の規則等により事業計画の実現が見込まれないな
ど設置、運営が困難と市が判断した場合や計画が著し
く変更された場合には事業予定者としての決定を取り
消すことがあります。また、事業者の都合により計画
を取下げる等、いずれの場合であっても、次点の事業
者が繰り上がり決定事業者となります。

問い合わせ先

川越市元町 1 - 3 - 1

川越市役所こども未来部保育課 管理担当 (本庁舎 3 階)

電 話 : 0 4 9 - 2 2 4 - 5 8 2 7

F A X : 0 4 9 - 2 2 3 - 8 7 8 6

E-mail : hoiku@city.kawagoe.saitama.jp